

## 平成30年度 第4回阪南市子ども・子育て会議議事録

1. 開催日時：平成30年11月20日（火）午後7時00分～8時40分

2. 開催場所：阪南市役所別棟 第2会議室

3. 出席者（敬称略）

### 【委員】

ト田会長、中西副会長、谷本委員、打田委員、車谷委員、安居委員  
濱井委員、小島委員、福本委員

### 【事務局】

佐々木こども未来部長、中野生涯学習部長、伊瀬生涯学習部副理事兼教育総務課長  
田中生涯学習部副理事併こども未来部副理事、中川こども未来部副理事兼こども政策課長、矢島こども家庭課長、丹野学校教育課長、西村こども政策課課長代理、若野こども家庭課課長代理、宍道こども家庭課課長代理、森下教育総務課課長代理、石原学校教育課課長代理併こども政策課課長代理、板谷こども政策課総括主事、木村こども政策課主事、油谷こども家庭課主事

### 【担当課】（支援事業計画担当課）

南まちの活力創造課長、高野健康部副理事兼保険年金課長、竹中健康増進課長、山本人権推進課長、藤村市民福祉課長、西川事業部副理事兼土木管理室長、尾崎生涯学習部副理事兼生涯学習推進室長、熊本西鳥取公民館長、加藤図書館長

4. 傍聴者：2名

5. 次第

1 開会

2 議題

(1) 平成29年度阪南市子ども・子育て支援事業計画の実績報告について

(2) 保育認定における就労時間の下限の設定の見直しについて

(3) 諮問事項の答申（案）について

(4) その他

3 閉会

6. 議事内容

次第1 開会

事務局

皆さま、こんばんは。

ただいまより、平成30年度 第4回阪南市子ども・子育て会議を開催いたします。

委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中、また、夜分にも関わらず、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、こども未来部こども政策課長

の中川です。

よろしくお願いいたします。

事前配付させていただいた本日の会議資料としまして

- 1 平成29年度阪南市子ども・子育て支援事業計画の施策・事業等にかかる実績等取りまとめ表（案）
- 2 保育認定における就労時間の下限の設定の見直しについて
- 3 諮問事項の答申（案）

となります。

本日配付させていただきました、会議次第でございます。

ございますか。

過不足等がございましたら、事務局までお願いします。

議題に入る前に事務局から報告事項がございますので、ご報告をさせていただきます。

まず、本日の出欠状況について、ご報告させていただきます。

本日、竹綱委員、大津委員、柏木委員、清水委員、谷委員につきましては所用のため、ご欠席との連絡がございました。

全16名の委員のうち9名の委員が出席されており、阪南市子ども子育て会議条例第6条第2項に基づく定足数に達していることをご報告いたします。

前回と同様に、「会議の公開に関する指針」に基づき、原則、会議を公開することとしており、本日は、傍聴者の定員10名に対し、2名の方が傍聴されることになりましたことをご報告いたします。

さて、議題（1）にも載せさせていただいておりますように、平成29年度子ども子育て支援事業計画の実績についてご報告をさせていただきますので、各担当課から職員も出席させていただいております。

では、ここで担当課職員を紹介させていただきます。

市民部 まちの活力創造課長 南でございます。

健康部副理事兼保険年金課長 高野でございます。

健康部 健康増進課長 竹中でございます。

総務部 人権推進課長 山本でございます。

福祉部 市民福祉課長 藤村でございます。

事業部副理事兼土木管理室長 西川でございます。

生涯学習部副理事兼生涯学習推進室長 尾崎でございます。

生涯学習部 西鳥取公民館長 熊本でございます。

生涯学習部 図書館長 加藤でございます。

議事録につきましては、事務局が要旨をまとめ、各委員にご確認いただいた後、本市の情報公開コーナーで公開するとともに、市のウェブサイトにも掲載させていただきますので、ご了承願います。

本日の会議は21時終了を予定しておりますので、会議の円滑な進行にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

これから、討議事項に入りますので、進行につきましては、ト田会長にお願い致します。

会 長 | こんばんは  
会長のト田でございます。  
委員の皆さまにおかれましては、本日もお忙しい中、本会議にご出席  
いただき、誠にありがとうございます。  
本日の議事は、「平成29年度阪南市子ども・子育て支援事業計画の  
実績報告について」  
「保育認定における就労時間の下限の設定の見直しについて」  
「諮問事項の答申（案）について」となっています。  
よろしくお願いいたします。

次第2 議題（1）平成29年度阪南市子ども・子育て支援事業計画の  
実績報告について

会 長 | ではまず、議題（1）平成29年度阪南市子ども子育て支援事業計  
画の施策・事業等にかかる実績等のとりまとめについて事務局から説  
明をお願いします。

事 務 局 | （平成29年度阪南市子ども・子育て支援事業計画の実績報告につい  
て説明）

会 長 | ありがとうございます。  
ただ今、事務局より「阪南市子ども・子育て支援事業計画」の進捗  
管理について、抜粋ですが説明をしていただきました。  
各担当課の方も出席いただいているため、どのようなご質問でも結  
構ですので、お願いいたします。もう少し具体的な説明が必要ではな  
いかなども含め意見や質問等はございませんでしょうか。  
また、本会議の外部評価的な部分を記録するための欄もございます  
ので、いろいろご意見いただきたいと思います。  
どなたからでも結構ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

委 員 | NO.1の教育・保育の提供体制の充実のところですが、尾崎幼稚園で  
は、耐震補強工事は済みましたが、9月の台風では、大きな被害が出  
ました。今は、日常を取り戻していますが、本当に子どもたちの安心  
安全は大丈夫なのかが大きな課題です。これから先、子育て拠点の再  
構築がどうなっていくのか、保護者としても心配しているところだと  
思います。  
前年度、質問させていただいた中で、平成32年度までは、現体制  
でいって、その後、再構築に関しては、あり方を検討して、市民に情  
報提供を、随時行っていくと言っていたと思います。  
また、子育て拠点の再構築に関しては、中間とりまとめという資料  
をいただきましたが、その方針は決定なのか、教えていただきたいと  
思います。

会 長 | では、再構築の案についてよろしくお願いいたします。

事務局	<p>再構築の案についてですが、子ども・子育て会議では、ソフト面の協議をしていただくもので、ハード面は行政の方でという話をさせていただいているかと思います。</p>
	<p>今年に入って、子ども・子育て会議では、諮問を受けたソフト面の議論をしていただき、答申の骨子をいただきました。</p>
	<p>子育て拠点については、7月の子育て拠点整備特別委員会において、答申骨子にもとづいて、2案を提出し、その後、9月の子育て拠点整備特別委員会に1案に絞ったものを提出しました。</p>
	<p>子育て拠点については決まったものなのかというご質問ですが、今の時点でお答えできることは、市の考え方を議会に示したものであって、今後、市の動きとしては、これを具体化して行く必要があるということです。</p>
	<p>そのためには、皆さまに、今後ご協議いただくこととなります、子ども・子育て支援事業計画の量の見込や供給体制などを踏まえた中で、具体化していく必要があるかと考えております。</p>
委員	<p>5月以降3回の会議でいろいろと議論してきたことを踏まえて取りまとめていただいて、保護者の選択肢を残すことや、公立幼稚園を残しているなど、諮問事項の答申として十分に検討し、考慮していただいていることはわかりますが、再構築案では、尾崎幼稚園と尾崎保育所は、公立の認定こども園でなく民間委託というのはどうしてでしょうか。</p>
事務局	<p>尾崎保育所につきましては、津波想定区域に位置しているということ、また、9月の台風では、尾崎幼稚園の大きな被害が出たこともあり、両施設ともに老朽化問題などがあり、早急に対応する必要があると考えていますが、市の財政的にすぐに建て替え等は難しいと感じています。時間的にも対応が早くできるのは、民営かなということで、そういう案を出させていただいております。</p>
会長	<p>なかなかそのあたり、かなり難しい判断をいただきながらの案だったのかなと思います。</p> <p>市としてのスタンスを今、言っていたような理由で出されたのだと思いますが、子育て拠点整備特別委員会では民間委託について、どのような意見が出されましたか。</p>
事務局	<p>子育て拠点整備特別委員会において同様のご質問をいただきました。</p> <p>7月の特別委員会では、A案、B案の2つの案を出させていただきましたが、子ども・子育て会議の答申骨子をより踏まえているのは、B案であろうということで、9月の特別委員会では、B案をお示しさせていただきましたという経緯です。</p>
会長	<p>この会議でできることというのは、ある一定の中でのこととなりますが、この会議として、意見として言えることは言っていきたいとい</p>

		うこともあります。
委 員		これから、認定こども園などになっていく中で、いきなりこうなりますというのではなく、具体的にこういうふうになっていますというように、計画を立てた段階で、市民なり、保護者なりに情報提供をしていただきたいと思います。
事 務 局		子育て拠点の再構築の現状については、12月の広報はなんんに掲載します。
会 長		できる限り丁寧な情報提供をしていただくということで、よろしくお願ひいたします。 この問題は、阪南市の中で注目されており、非常に関心の高い点でしたので、最初にお時間をいただきました。 他の点につきまして、いかがでしょうか。 かなりたくさんのお事業がありますが、説明いただいているところもありますので、いかがでしょうか。
副 会 長		2ページ NO. 7の留守家庭児童会についてですが、昨日でしたか、放課後留守家庭支援員の基準緩和について出ていましたが、ここに載っている取組の方針のように、放課後留守家庭支援員の資質向上のため、人材育成・研修体制の強化に努めるよう指定管理者に指示・指導を行うということ、是非実行していただきたいと思います。
当 課 職 員		新聞等でも言われていますが、放課後留守家庭児童支援員の基準につきましては、本市としましては、国や近隣市町の動向を見ながら、できるだけ今の状態で実施していきたいと考えております。
会 長		ありがとうございます。 他に何かございませんでしょうか。
委 員		同じく2ページ NO. 4 思春期関係健康教育についてですが、性教育について去年は4校だったと記憶していますが、今年度は、3校に減っているのは、どうしてなのかと思いました。 性教育は、あふれる情報の中で、正しい知識を伝えるために必要と思われまふ。昨年も、学校教育のカリキュラムの中では取り入れているということをお聞きしましたが、健康増進課の方と取り組まれる性教育を是非とも、減らすのではなく、増やしてもらいたいと思ひまふ。
担 当 課 職 員		健康増進課としましては、学校に出向きまして、性教育や喫煙防止教育を実施したいという意向は持っています。学校と連携しまして、学校のカリキュラムを見ながら、できるだけ性教育などの健康教育を進めていきたいと考えております。

会 長	学校との日程調整はどのようになっていますか。
担当課職員	学校から依頼を受けまして健康教育を行うこととなっておりますので、学校の方から依頼があればいつでもお伺いします。
担当課職員	学校教育課ですが、性教育や喫煙防止教室につきましても各学校で、行っていないということはありません。 健康増進課の協力を得て行っておりますのが、性教育については3校、喫煙防止教育については5校だったということです。
会 長	他にいかがでしょうか。
委 員	7ページ NO.48、利用者支援事業ですが、平成30年1月から開始したということですが、これまでにどのくらいの相談件数とかがあったのでしょうか。
担当課職員	利用者支援事業につきましては、平成30年1月から補助金を活用しまして、その補助金の用途は、3か月間の看護師の配置に対する費用をいただいたということになります。 保健センターでは、健康教育、健康相談、家庭訪問等、幅広く相談事業を行っております。補助金をいただくことによって、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を、これまでも行っておりましたが、さらに強化していくということで、この事業に取り組んでいる次第です。
委 員	ざっと、年間で何件ぐらいの相談があったのかというのをまとめられたりしていないのですか。 今までと同じようなことをしているのか、補助金をもらってから活動内容が変わったとかいうようなことがありますか。
担当課職員	平成29年度の実績になるのですが、健康教育は81回、1,806人、健康相談は114回 1,839人 訪問指導は727人です。 健診については、4か月、1歳7か月、3歳6か月健診をやっていますが、どれも97%以上の受診率となっております。また、母子健康手帳の交付も305件あり、平成30年度から、母子健康手帳を交付する際は、地域担当の保健師が相談室で、十分な時間をかけて面接を行うことで、切れ目のない支援につなぐようにしております。 また、平成30年度からは、産婦健診、産後ケア事業という新しい事業にも取り組んでおり、子育て支援に努めています。
委 員	産婦健診というのは、産後のお母さんたちの健診ということですか。
担当課職員	産婦健診というのは、産後2週間、1か月の健診を医療機関で行うということになります。

会	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>切れ目のない支援ということで、かなり、精力的に妊娠期から細かく取り組んでおられると思います。</p>
委	員	<p>先ほど、切れ目のない支援という話が出ていましたが、乳児期であれば健康増進課で関わってこられて、その子どもが、保育所や幼稚園に行くようになり、小学校に行くようになった際に、例えば、小さいころから注意して見ていかなければいけないというようなところについては、課が変わっていても、切れ目なく見ていってもらえるような体制になっているのでしょうか。</p>
会	長	<p>この件については、健康増進課だけでなく、こども家庭課などと、どのような連携をしているのでしょうか。</p>
担	当 課 職 員	<p>それでは、健康増進課よりお話しさせていただきます。</p> <p>切れ目のない支援ということで、少し支援が必要な子どもで、保育所や幼稚園、認定こども園、また、小学校に通われていて、支援が必要だとか、保護者の方も心配という場合、関係機関で連携することが大切であると感じております。</p> <p>その連携の方法をいかにスムーズに行なっていくか、漏れがないようにきちんと支援できるかということを、今、関係機関で協議しているところです。</p> <p>平成30年8月から、子ども関係機関連絡会を立ち上げ、個人情報保護をきちんと守ったうえで、関係機関が連携をとれるようなシステムの構築に取り組んでいるところです。</p>
担	当 課 職 員	<p>こども家庭課でも 関係機関の一つとして、今、健康増進課から回答しました取組に参画しております。</p> <p>さらに、こども家庭課の主体的な取組としましては、特に児童虐待の早期発見、適切な対応に取り組むため、平成28年度の母子保健法の改正により、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資するものと法に明確に位置づけされてことを受け、人事課と協議し、平成30年4月から健康増進課の保健師にこども家庭課の児童虐待防止に関する業務を兼務してもらい、情報連携を密にして、児童虐待の早期発見等に取り組んでいます。</p>
委	員	<p>現在、システムを構築されているということですが、是非、小学校に行っても、保護者としては、途切れなく小さい頃からずっと見てきてもらっているという過程だとわかるように、個人情報保護は大変だと思いますが、どうぞ切れ目のない支援をしていってほしいと思います。</p>
会	長	<p>ありがとうございます。</p> <p>個人情報保護という問題もありますが、本当に切れ目なく、小学校へつないでいくということが重要だと思います。保育所や、幼稚園、</p>

認定こども園の時は、先生方と保護者との接触はかなり多いように感じますが、小学校に入ると、保護者が学校へ行くということや学校とつながること自体が、保育所、幼稚園、認定こども園に比べると機会が少なくなるように思います。そこが課題であると思います。

担当課職員

子ども関係機関連絡会には、もちろん学校教育課も入っておりますが、先ほどからも出ていますが、個人情報の部分の引継ぎは難しいところがございます。

例えば、虐待であったり、支援教育であったりとかそういったものについての引継ぎはできますが、家庭環境のことなどを伝えていくのは難しい状況です。

そういった中で、スクールソーシャルワーカーやコミュニティソーシャルワーカーの方々に関わっていただきながら、ともに情報を共有する場面を設定して、つないでいくというような方策を考えております。

会長

非常にそのあたり、丁寧に取り組んでおられるなど感じました。他にございませんでしょうか。

では、次の質問の出るまでの間に、一つお伺いしたいのですが、健康増進課担当の2ページのNO. 4 思春期関係健康教育について、児童に話をされているということですが、学校教育のカリキュラムの中で関わっているというような話が先ほども出ましたが、性の多様性について理解が深まる中で、思春期の健康教育の中では、どういうふうにしてその点を取り扱っているのかということをお教えいただきたいと思っております。

特に当事者の子どもにとっては、この取組そのものが、ある意味、自分たちの存在がないかのようなことが過去にあり、例えば「皆さんは将来結婚して、子ども生みますよね」というような授業を進めていることが過去にあったわけです。今、どのように取り組まれているのかお答えいただけることがありましたら、お伺いしたいと思います。

担当課職員

今回、保健センターが行いました健康教育につきましては、小学校5年生には、第二次性徴について、中学1年生には、胎児がお腹の中で、どのように成長していくかといった胎児の成長や、命というのは大切だというお話をさせていただいております。

これらの内容につきましては、養護教諭と相談したうえで、決まっています。性の多様性については、お話することができていない状態かと思っております。

担当課職員

学校教育課では、人権教育や男女平等教育などにおいて、いろいろな多様性を認め合う教育というような言い方をしていますが、今よく言われています、LGBTのことなどについて発達段階に応じた取組をしております。

先ほどのような性教育の内容などは、教科書にも載っていますので、それについては、適切に指導するとともに、先ほど、会長もおっしゃっ



ていたような、不適切な言葉で、当事者の方に対して、気付かずに傷つけてしまうようなことのないように、人権の研修などで教員に指導していくこととなります。

会 長 ありがとうございます。  
他に何かございませんか。

委 員 今回の、LGBT についてですが、先日「子どもの声を聴く大人の養成講座」に参加しまして、実際 LGBT の元養護教諭の先生の講座を受けたのですが、とてもいいお話で、それは、自分自身の存在に関わることだと思いますし、小さい頃からこういう話を聞くことはとても大事なことです。

その先生は、小学校とか中学校や高校などにも出前講座をしておられるそうですので、是非、学校でも取組んでいただければと思いますので、検討してください。

担当課職員 ありがとうございます。

LGBT については、発達段階に応じた知識も、一定必要であると考えております。人権的な感覚を子どもたちが養いながら、必要な知識を付けていくということを基本的に進めていかないといけないと思っております。

中学校などでは、性の違和感などを押し殺して成長を重ねてきた子どももいるのかなと思うところもありますので、自分から自発的に話ができるような、一人ひとりと話ができるような相談体制などを構築し、LGBT 当事者のお話などもお聴きしながら学習を進めていければと思います。

会 長 ありがとうございます。

LGBT に関しては、ここ数年で、急速に学校教育の中でも広がってきていますし、これが人権課題だという気付きの方向がここ数年の間に広まったということだと思います。それまでは、存在が見えてなかった訳ですが、実際には16人に1人位おられるということで、例えば、現に今、違和感をもっておられる人は、小学校3年生ぐらいから違和感をもってこられたそうです。

これからいろいろ新たな取組ということで、相談体制の構築なりを是非やっていていただきたいと思っております。

他にございませんでしょうか。

これはどういうことなのかというようなことでもいいのですが、ございませんか。

では、いろいろなご意見の方、ありがとうございました。今回、担当課の職員の皆さまにご出席いただきましたが、支援事業計画につきましては、計画どおり又はおおむね計画どおりということでご報告いただけたかと思っております。

こういうふうを示していただくことにより、我々も市としての子ども

も施策への関わりや取組を知ることができ、ありがたかったと思います。

ありがとうございました。

事務局 他にご質問がなければ、案件1の説明のために出席しています担当課職員は、退席させていただいてよろしいでしょうか。

会長 退席させていただいて結構です。  
ありがとうございました。

## 次第2 議題(2) 保育認定における就労時間の下限の設定の見直しについて

会長 それでは、保育認定における就労時間の下限の設定の見直しについて事務局より説明をお願いします。

事務局 (保育認定における就労時間の下限の設定の見直しについて説明)

会長 ありがとうございました。  
ただ今の保育認定における就労時間の下限の設定の見直しについて何かご意見、ご質問ございませんか。  
この下限の設定を64時間に見直しをされることで、資料に掲げておられます、課題・問題点につきましては一定解消されていく方向ということでしょうか。

事務局 就労時間の下限を64時間に設定することで、本市の課題・問題点については、基本的には全て一定解決すると考えております。  
本市の課題・問題点の1つ目の国の基準と一致しないという点については、本市が64時間とすることで、国基準の48時間から64時間の範囲内になり解消されます。2つ目の多様化する就労形態に対応しにくいという点では、特にシフト制等でお仕事をされている方々の中に、1か月単位の勤務時間数は基準を満たしているものの、本市独自の1週間当たりの基準を満たしていないがゆえに、保育施設への入所対象外となるケースや、職場での雇用保険等との兼ね合いの問題等が生じており、この解消が見込まれます。3つ目の求職活動の選択肢が減るということにつきましては、これから仕事探しをされる方々の中には、これまで、本市独自の規準が原因により、好条件の求人があってもあきらめなければならないケースが生じておりました。これが解消できると感じております。また、4つ目の保育施設入所のハードルが高いということにおいては、本市独自の設定を見直すことにより解消されるものと考えております。

会長 今、説明いただいた点も含めて、何かご質問ございませんか。

委員 これは、月の時間だけで、今までのように週4日以上というのは取り払われるということですか。

事務局	はい、あくまで月64時間ということです。
委員	仕事をする人には、歓迎することなのかと思いますが、下限を下げること、保育所へ入れようという人がきっと増えると思うのですが、どうですか。
会長	その点についていかがですか。
事務局	<p>ご指摘のとおり、下限を変更することで、申し込み者が増える可能性も考えられます。しかし、平成27年度に就労時間の下限を96時間から80時間に引き下げましたが、これを理由として申込者が増えたという実績はほとんど生じていないと認識しております。したがって、今回につきましてもそこまで、多くの申込者が増える見込みはないと考えております。</p> <p>また、実際のところは、求職活動や転職としてお仕事を探される方が下限にこだわっている傾向が根強くあります。</p> <p>参考までに、4月入所の申込者を抜粋すると、おおむね250人の申込みがあり、その中で、求職活動を理由として申込みをする方は1割程度となっております。</p> <p>なお、平成30年度4月入所としては、20人前後でした。</p> <p>現時点で、下限を変更することにより求職活動を理由として申込みをする方が増えるという想定はしていません。</p>
会長	<p>そのあたりの見込みを踏まえたうえでの下限の設定ということかと思いますが。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
委員	保育所に入るための条件が64時間であって、64時間仕事をすれば保育所に入れるということですが、それは時代の流れなのか分からないですが、そもそも仕事をしていて、子どもの面倒を見ることができないから保育所に預けるのであって、保育所に預けるために、最低時間の労働をすればいいというような考え方というのは、腑に落ちない気がします。
会長	いかがでしょうか。
事務局	<p>正直なところ、国の制度としか言えません。元々、国の制度では、委員のご意見どおりでしたが、これが時代の流れに伴い、求職活動中や育児休業中の方々にも適用できるよう緩和されている状況です。</p> <p>今回の変更は、国の制度の変更にもない、本市としても、足並みをそろえる必要があることから実施するものですが、ご意見として頂戴します。</p>
会長	それぞれの考えがあると思いますが、少しの時間でも子どもと違う時間を過ごすことによって、保護者自身が安定を保つというような考

え方もあって、子育てする中で、周りに助けてくれる人がたくさんある方はいいですが、そこが少ない方は、少しでも保育所に預けて、ご自身のバランスを保つということもあるかもしれません。

子育てという中では、いろいろな考え方があると思いますが、実際、保育所で見ておられてどうでしょうか。

委員 就労時間の下限の引下げに対して、子育てに大変さをもっておられる方には、仕事をして、保育所で子育てをしてもらうことで、保護者の気持ちがほっとするということがあるかもしれませんので、それは歓迎したいと思いますが、今は、保育士不足の時代ですので、そこが課題かなと思います。

会長 保育士不足は全国的にかなり深刻な問題でもありますので、そのあたり、市としては、保育士確保について、こういうことをやっているというようなことがありましたら教えていただきたいと思います。

事務局 本市においても保育士不足は深刻な状況となっています。公立保育所については、公務員としての身分を有する正規職員の募集に対しては、募集を上回る応募はありますが、臨時・非常勤職員については、年間を通じて募集を行っていますが、一年中募集が満たされることはありません。そのため、正規職員の時間外勤務で臨時・非常勤職員の不足を補って何とか保育現場を運営しているのが実状です。

公立保育所と比較して、さらに状況が深刻なのが、市内の私立の認定こども園です。正規職員とアルバイトのどちらも募集しても応募が無く、以前は人材派遣会社を通じて必要な人員を確保できていましたが、ここ最近では、人材派遣会社に依頼しても紹介さえしてもらえない状況になっており、紹介してもらっても3・4日で退職してしまうことがあると聞き及んでいます。

全国的に保育士不足が深刻な状況において、限りある保育士を一人でも多く確保するため、補助金を支給するなど独自の処遇改善策を講じる団体が都市部で増加しています。これまで、本市は、国の実施している処遇改善策の成果を見定めることとして事態を静観してきました。しかし、国の取組の成果が見えないままであることから、保育士を確保するための本市独自の処遇改善策が必要と判断し、財政部門と企画部門に提案していますが、厳しい財政状況を理由に具体的な制度設計に着手することを了承してもらえていない状況です。

会長 ありがとうございます。

副会長 先ほどの支援事業計画の報告にも出ていましたが、人材不足ということについては、保育士に限らず、看護師も、留守家庭児童会指導員などもそうですが、特に、保育士については、深刻な状況です。しかし、仕事をしていない人の中で、資格を持った人はたくさんいるわけですので、その方々をうまく活用できることを考えていかないといけないと思います。

今回、下限の見直しにより、月64時間になると、週16時間平日4日、4時間働くということになります。例えば保育現場で、毎日働くのは難しいが、平日に4時間、週4日だったら、自分の子どもを保育所に預けてその資格を活用するということもできるので、1日4時間で大丈夫になり、ピークの4時間をうまく使っていくこともできるのではと思います。

先ほど話で、64時間になってもそんなに増えないだろうということでしたが、やっぱり人は必要ですので、うまく資格を活用できるように、こういうふうを活用できますよというように情報を出していけば、行政としても連動する課題を考えていることにもなり、保育士の掘り起し等の課題の解決の方向性にもなるのではないかと思います。

事務局

副会長がご指摘のとおり、潜在的保育士の掘り起しの重要性は我々も認識しています。これまで、正規職員の保育士採用試験の年齢上限は30歳となっていました。人材の掘り起しに結びつける観点から年齢上限を40歳まで引き上げるよう、昨年度から人事課に提案しています。

年齢上限を引き上げることで多くの方に応募してもらい、最終的に正規職員として採用されなかった方に、臨時・非常勤職員の話を持ちかけることによって、一人でも多くの方に現場へ戻ってきてもらえたらと考えています。

年齢上限の変更については、人事課から段階的にさせてもらいたいとの回答があり、今年度の採用試験では35歳を上限として募集し、募集を上回る応募がありました。今後、来年4月の採用に向けて臨時・非常勤職員を募集しますので、通常の見直しに加えて正規職員として採用されなかった方々に働きかけていきたいと考えています。

さらに、勤務時間をはじめとする働き方の見直しにつきましては、生の意見を聞きたいと思い、現在、公立保育所に勤務する全ての職種の臨時・非常勤職員のうち、来年度も勤務の継続を希望されている方を対象に、今後の働き方について見直しが必要な事項や希望する勤務方法等を個別の面談で聞かせてもらい、その意見を踏まえて新たな働き方を検討していきたいと考えています。

会長

ありがとうございます。

かなり丁寧な取組をされていると思います。

本当に自治体によっては、いろいろで、保育士資格を持っている方の子どもが保育所に優先的に入所できるシステムを作っている自治体もあって、そこで、一人でも先生が確保できたら、少なくとも何人かの子どもの受け入れが可能になるということもあります。

いろいろな方法があると思いますが、例えば、就労時間の下限を64時間に下げるということによって、保育士不足は、副会長のおっしゃったようなことも考えられるのではと思いますので、その点も参考もしていただけたらと思います。

他にいかがでしょうか。

		(意見なし)
会	長	では、事務局からの「保育認定における就労時間の下限の見直し」の提案の就労時間の下限を64時間に設定するというのを了承することにした場合、積極的に保育士の確保に向けての方策を市で進めていただきたいということを意見として付けることで、承認していただくということではいかがでしょうか。
		(異議なし)
会	長	ありがとうございます。

次第2 議題(3) 諮問事項の答申(案)について

会	長	議題(3) 諮問事項の答申(案)を議題とします。前回の会議では、これまで皆さまに議論いただいた中で出てきた様々な意見を踏まえて、答申骨子の内容について確認し、事務局にそれらを踏まえて答申(案)を作成するよう指示したところです。 それでは、その内容について事務局より説明をお願いします。	
事	務	局	(諮問事項の答申(案)について) 説明
会	長	前回までの議論を踏まえての内容となっておりますが、答申(案)について何か、ご質問やご意見はございますか。 答申骨子を特別委員会で検討していただいております。これを提案していく必要があるということで、今回、議論をお願いしております。 出てきた内容としては、かなり皆さまの意見は盛り込まれていると感じておりますが、案としては、これでよろしいでしょうか。 ご意見等、ございませんか。	
事	務	局	事務局といたしましては、言葉の微調整は必要かと感じています。 ご議論いただきたいのは、皆さま方からいろいろとご意見をいただいところですが、ここの意見が入っていないとか、ここはこのような方がいいというようなことがあれば、ご意見等をいただければと思います。
委	員	前回までに話したことが入っていると思います。 園区については、これまで積み上げられてきたつながりを、今後、公立幼稚園に統廃合の必要が生じた場合でも、地域や小学校との連携を果たす園区の本質が維持されることが望ましいとされています。今後どういふふうにつながりを作っていくのかが、検討事項になっていくのかなと思います。そこが、深まっていけばいいのではないかなと思います。	
会	長	答申の中身の園区についてご意見いただきました。 ありがとうございました。	

会	長	他にいかがでしょうか。	
委	員	今後、答申を踏まえて具体化していく中で、その時の動向というようなものは、どのように子ども・子育て会議に反映されるのでしょうか。	
会	長	<p>答申を具体化していく中で、議論していかれる中身の報告であったり、こちらが子ども・子育て会議として、意見を求められたりすることも含めてだと思います。</p> <p>市として、特に今回は、市長からの諮問ですので、市長のご判断で進んでいくのかと思いますが、今後の見通しとしてはいかがでしょうか。</p>	
事	務	局	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今まで、3回に渡りまして、ご議論いただきましたことを踏まえて、答申案をまとめさせていただきましたので、今後、市の方でも、皆さまにいただいたご意見をいかしていく方向で、さらに検討をしていきたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
会	長	<p>会議としては、できるだけ情報をいただきたいと思います。</p> <p>これまでも、いろいろ報告をいただいておりますが、今後もいただきたいと思います。</p>	
事	務	局	<p>少し補足させていただきますと、子ども・子育て会議の役割としては市長あるいは教育委員会に対して意見を述べるというのがございます。</p> <p>市長等が諮問させていただいて、それに対する答申によって市長等に対して意見を述べ、それを受けて、市長等がどのような判断をするかということなのかと思います。事務局としましては、今、答申案を作らせていただきましたので、これを踏まえていくことが重要だと思いますが、一定の判断というものは、諮問した執行機関が行うものと考えております。</p> <p>情報提供につきましては、できる限りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
会	長	<p>我々も答申を出した責任もがございますので、出した以上は、どのようになっっていくかご報告いただきたいと思います。</p> <p>答申案については、今いただきました意見も踏まえ、最終の調整を事務局の方でしていただいて、最終的にはそれを答申として市長にお渡しするという方向で進めていただいてよろしいでしょうか。</p>	
		(異議なし)	
会	長	<p>次回の会議で答申ということでよろしいでしょうか。次回、最終チェックをした方がよろしいでしょうか。</p>	
事	務	局	<p>次回会議で、最終チェックを行っていただいただけるとありがたいと思</p>

会 長 | ます。

会 長 | 分かりました、それでは、次回の会議で、最終確認をすることをお願いしたいと思います。

会 長 | その他として、何かございませんか。

【なし】

会 長 | ないようですので、本日の案件は、すべて終了しましたので、会議を終了いたします。  
長時間にわたり議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。  
これ以降の進行は事務局にお願いします。

### 次第3 閉会

事 務 局 | 本日はお疲れ様でした。

本日はいただいたご意見等を取りまとめ、ご報告させていただき次回の会議の開催日程につきましては、来年度、年明け早々で、お忙しいところ申し訳ないのですが、1月8日を中心に日程の調整を行いたいと考えております。  
改めてご連絡させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

終了 20:40

以上